

第4節 仮貯蔵、仮取扱承認の申請

(危険物の貯蔵及び取扱いの制限等)

法第10条第1項ただし書き

第1 仮貯蔵、仮取扱承認の申請

1 指定数量以上の危険物の仮貯蔵又は仮取扱（以下「仮貯蔵等」という。）の基準（タンクコンテナによる仮貯蔵を除く。）

(1) 仮貯蔵等の期間

仮貯蔵等の期間は、法定期間である「10日以内」に限る。

また、同一の場所において、繰り返し継続的な仮貯蔵等を承認することは、原則として認められない。

ただし、次に掲げる場合は、3月を限度として認めることができる。

- ・災害の復旧現場において、仮貯蔵等を行う場合
- ・前後の承認の間に連続性がない場合
- ・承認後、承認時の事情に変化があり、承認を更新することが火災の予防上支障がないと認められる場合
- ・その他更新することがやむを得ず、かつ、火災の予防上支障がないと認められる場合

(2) 仮貯蔵等の場所

仮貯蔵等を行う場所は、危険物施設として許可を受けている場所以外の場所であることが前提であり、許可を受けている場所においては、次の場合を除き承認できない。

- ・危険物施設の変更、廃止、定期点検、タンク清掃等のため、タンク内の指定数量以上の危険物を抜き取る場合
- ・油圧装置等の一般取扱所において指定数量以上の潤滑油を交換する場合
- ・その他やむを得ず、かつ、火災の予防上支障がないと認められる場合

(3) 仮貯蔵等の位置

仮貯蔵等を行うことのできる位置については、危政令第9条第1項第1号（下表）の規定をおおむね準用するものとする。

区分	保安距離
住居の用に供するもの（仮貯蔵等の存する敷地と同一の敷地内に存するものを除く。）	10m以上
学校、病院、劇場その他多数の人を収容する施設等	30m以上
重要文化財等	50m以上
高圧ガス施設	20m以上
使用電圧7,000ボルトをこえ35,000ボルト以下の特別高圧架空電線	水平距離3m以上
使用電圧35,000ボルトをこえる特別高圧架空電線	水平距離5m以上

(4) 屋外における仮貯蔵等

屋外において仮貯蔵等をする場合は、次によるものとする。

ア 危政令第2条第7号に定める危険物（下表）に限るものとする。

危険物の類	品名
第二類	・硫黄、硫黄のみを含有するもの ・引火性固体（引火点が零度以上のものに限る。）
第四類	・第一石油類（引火点が零度以上のものに限る。） ・アルコール類 ・第二石油類 ・第三石油類 ・第四石油類 ・動植物油類

イ 湿潤でなく、かつ、排水及び通風の良い場所とし、その周囲には不燃材料で造った柵等を設けて明確に区画すること。

ウ 仮貯蔵等を行う場所のさく等の周囲には、貯蔵し、又は取り扱う危険物の指定数量の倍数に応じ、危政令第16条第1項第4号に掲げる空地の幅のおおむね2分の1以上（右表）を保有すること。

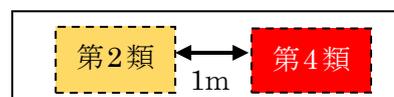
区分（指定数量の倍数）	空地の幅（m）
10以下	1.5m以上
10を超え20以下	3.0m以上
20を超え50以下	5.0m以上
50を超え200以下	10.0m以上
200超	15.0m以上

ただし、高引火点危険物（引火点100度以上）のみを貯蔵し、又は取り扱う場合は、危省令第24条の12第2項第2号に掲げる空地の幅のおおむね2分の1以上（右表）を保有すること。

区分（指定数量の倍数）	空地の幅（m）
50以下	1.5m以上
50を超え200以下	3.0m以上
200超	5.0m以上

エ タンクで貯蔵する場合の空地の幅は、タンク外面から3m以上とすること。

オ 類を異にする危険物を貯蔵する場合は、類ごとに取りまとめて貯蔵し、かつ、その相互間に幅1m以上の空地を保有すること。（右図参照）



カ 仮貯蔵等を行う場所は、危険物が直接事業所敷地外に流出するおそれがない場所又は流出しないよう適当な措置を講じた場所とすること。

- ・流出しないよう適当な措置の例 防油堤の設置、吸着マット等の危険物回収資機材の準備

(5) 屋内における仮貯蔵等

屋内において仮貯蔵等をする場合は、次によるものとする。

ア 建築物は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造又は不燃材料で造り、かつ、出入口には防火設備を設けた専用の棟又は室とすること。

イ 仮貯蔵等をする建築物内に、危険物以外の物品が存する場合においては、当該物品が存する場所との間を耐火構造又は不燃材料で造られた隔壁で完全に区分すること。

ただし、危政令第26条第1項第1号のただし書きで定める場合においては、当該規定を準用するものとする。

ウ 類を異にする危険物を同一の建築物内部において仮貯蔵等をする場合には、類ごとに耐火構造又は不燃材料で造られた隔壁で完全に区分すること。

ただし、危政令第26条第1項第1号の2ただし書きで定める場合においては、当該規定を準用するものとする。

エ 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

(6) 消火設備

仮貯蔵等を行う場所には、危険物の性質、数量等に応じて危政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を設けること。

その能力単位の数値は、屋外にあつては危険物の所要単位の数値、屋内にあつては危険物及び建築物の所要単位の数値に達するように設けること。

	危険物	建築物
屋外	10倍で1単位	
屋内	10倍で1単位	耐火構造の場合、100㎡で1単位 上記以外の場合、50㎡で1単位

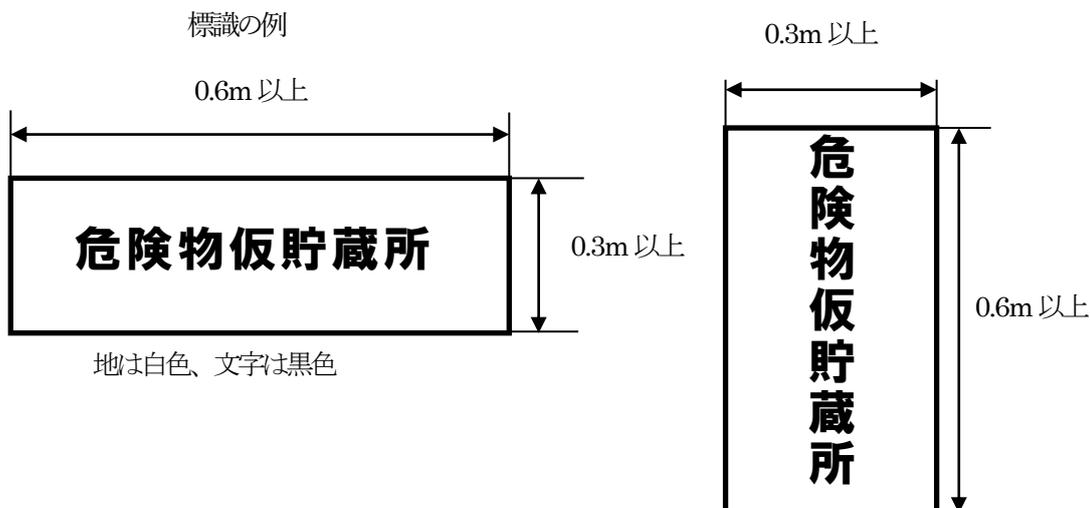
(7) 貯蔵及び取扱いの基準

仮貯蔵等においてする危険物の貯蔵又は取扱いの基準は、危政令第4章の規定を準用するものとする。

(8) 標識及び掲示板

仮貯蔵等をする場所の見やすい箇所に、仮に貯蔵する場合には「危険物仮貯蔵所」、仮に取り扱う場合にあっては「危険物仮取扱所」と表示した標識並びに仮貯蔵等の期間、危険物の類別、品名、最大数量及び危険物取扱者

又は管理責任者の氏名及び緊急時の連絡先を表示した揭示板を設けること。なお、前記の標識等のほか、仮貯蔵等をする危険物に応じ危省令第18条第1項第4号及び第5号に規定する揭示板（火気厳禁、禁水等）を設けること。



揭示板の例

承認番号	第 号
期間	年 月 日から 年 月 日
貯蔵取扱危険物	第 類 第 石油類 kl
管理責任者	
緊急時の連絡先 (電話番号等)	

- 備考 1 縦30 cm以上、横60 cm以上とすること。
 2 木製、金属製又は合成樹脂製とすること。
 3 地は白色、文字は黒色とすること。

(9) 基準の特例

この基準の規定は、仮貯蔵等について、消防長が危険物の品名及び数量、危険物の貯蔵又は取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この基準の規定によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることにより、この基準の規定と同等以上の効力があると認めるときにおいては適用しない。

2 タンクコンテナによる仮貯蔵

「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵について」は、平成4年6月18日消防危第52号通知による。

3 同一敷地内において、同時に二以上の場所で仮貯蔵等を行う場合の承認申請は、一の場所ごととする。(★)

4 仮貯蔵等の承認申請に添付する図書(★)

- (1) 危省令第2条に規定する申請書
- (2) 付近見取図及び敷地見取図
- (3) 配置図(機器配置図、消火設備配置図等)
- (4) 構造図(建築物、タンク図、機器図、設備図等)
- (5) 危険物取扱者の免状の写し
- (6) その他必要な書類

5 モーターショー等において燃料タンクに危険物を収納した自動車等を短期間に陳列し、1棟の建築物内におけるこれらの危険物の合計量が指定数量以上となる場合であっても、法第10条の第1項ただし書きの規定による承認を要するものとはならない。(S49.7.30 消防予第102号質疑)

6 震災時等における危険物の仮貯蔵又は仮取扱いは、別記43「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮扱い等の安全対策及び手続きに係る運用基準」によること。(い)